

苦 情 申 立 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市契約管財局長 様

1 苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
本市承認番号 〇〇〇〇〇〇

2 苦情申立ての対象となる措置

令和 年 月 日付け 大契第 号に基づく措置
(措置期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

大契第〇〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇—〇—〇
〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

大阪市契約管財局長 〇 〇 〇 〇

却 下 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで（再）苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- （再）苦情申立ての対象とされた措置
令和 年 月 日付け 大契第 号に基づく措置
（措置期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日）
- 不服のあった事項
- 2の主張の根拠とされた事項
- 却下理由

大契第〇〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇—〇—〇
〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

大阪市契約管財局長 〇 〇 〇 〇

苦 情 申 立 回 答 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象とされた措置
令和 年 月 日付け 大契第 号に基づく措置
(措置期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで（以下「休日」という。）を含まない）。以内に、再苦情申立書（別紙様式）により、再苦情申立てを行うことができます（再苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなします）。

再苦情の申立てがあった場合は、大阪市入札等監視委員会に審議を依頼し、大阪市入札等監視委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは大阪市入札等監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い契約管財局長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧による方法等により、回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下します。

【再苦情申立書提出期間】

令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで

【再苦情申立書提出場所】

〒541-0053

大阪市中央区本町1丁目4番5号

大阪産業創造館9階

大阪市契約管財局 契約部 制度課

（電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

再 苦 情 申 立 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市契約管財局長 様

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

本市承認番号 〇〇〇〇〇〇

2 再苦情申立ての対象となる措置

令和 年 月 日付け 大契第 号に基づく措置

(措置期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

大契第〇〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇—〇—〇
〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

大阪市契約管財局長 〇 〇 〇 〇

再 苦 情 申 立 回 答 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで再苦情申立てがあった件の審議結果について、
下記のとおり通知します。

記

- 1 再苦情申立ての対象とされた措置
令和 年 月 日付け 大契第 号に基づく措置
(措置期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 審議結果

※申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは、申立てが認められたこと及びこれに伴い契約管財局長が講じようとする措置の概要を記載する。